

## スイッチングの標準化等に伴う託送供給約款および最終保障供給約款の変更について

平素より、本庄ガス株式会社をご愛顧いただきまして心よりお礼申し上げます。

さて、この度当社はガスの供給に係る約款について「託送供給約款」を2019年10月11日に、「最終保障供給約款」を2019年10月1日に実施するものとして、関東経済産業局に変更認可申請を行いました。

この約款の変更につきまして、現行の「託送供給約款」2.(3)および「最終保障供給約款」2.(3)の定めに従い、本文書をホームページ等へ掲載すると共に、営業所等において変更後の約款の内容等を掲示することにより、約款の変更に係る周知といたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

今回の変更は、一般社団法人日本ガス協会と経済産業省、新規小売事業者がスイッチング業務の標準化について行った議論の結果、決定した内容を「託送供給約款」に反映するとともに、文意の明確化や字句の修正などを行います。

また、2019年10月1日に消費税率の改定が予定されていることから、「最終保障供給約款」の料金表を改定後の消費税率によって計算したものに改めます。

これらにあわせて、「託送供給約款」および「最終保障供給約款」について2019年7月に新規大口需要家供給開始の予定に伴って届け出た特定ガス導管の延伸の反映と、誤記の修正を行います。

#### 2. 変更の内容（主な変更）

- ・「託送供給約款」において、供給者切替えの申込期日や開栓の報告期日、検針結果の報告期日、託送供給契約終了申込期日、閉栓の報告期日等を標準化。
- ・「託送供給約款」において、別表第1に規定されている特定ガス導管事業の区間のうち、本庄市いまい台ガス導管事業の終点到本庄市児玉町共栄527-1地先を追加。
- ・「最終保障供給約款」において、別表第6に規定されている料金表を、消費税率を10%として算定したものに変更（付表第1、第2）。
- ・「託送供給約款」および「最終保障供給約款」において、別表第1に規定されている供給区域の一部を供給地点へと変更。
- ・「託送供給約款」別表第6および「最終保障供給約款」別表第2に規定されている本支管及び整圧器の工事に対する当社負担額について、税込と表記されていたものを誤記として修正。
- ・その他、公用文やガイドラインの表記にあわせる文言の形式的な変更。

この変更につきまして、ご意見、ご不明な点等がございましたら、下記までお問い合わせ下さい。

埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目5番20号



本庄ガス株式会社

TEL 0495-24-2341（代表）

(別紙)

**変更前**の「最終保障供給約款」料金表 (税込)

最終保障供給料金	m3	0～18	19～162	163～
	基本料金	972.00	1,205.28	3,613.24
	基準単位料金	174.49	161.95	147.16

**変更後**の「最終保障供給約款」料金表 (税込)

最終保障供給料金	m3	0～18	19～162	163～
	基本料金	990.00	1,227.60	3,680.16
	基準単位料金	177.72	164.95	149.89